

改正概要説明書

国名： ドイツ

法令名： 特許法

改正情報： 2021 年 8 月 30 日に改正

改正概要：

1. 連邦司法消費者保護省の権限の明確化

連邦司法消費者保護省が、非法定手続の方式に加えて、ドイツ特許商標庁の公式の休日に関する規則を定める旨を規定すると共に、その権限をドイツ特許商標庁に委譲できる旨が規定された（第 28 条(1)項 1 号及び(2)項新設）。

2. ファイル閲覧の禁止条件の拡充

ドイツ特許商標庁のファイル閲覧が禁止される場合として、EU データ保護指令に代わり新たに制定された EU 一般データ保護規則（GDPR）第 4 条(1)に規定されるデータ主体の正当利益が優先する場合、及び、ファイルが公序良俗に違反する情報又は図面を含む場合が新たに追加された（第 31 条(3b)新設）。

3. データ保護規定の新設

ドイツ特許商標庁の登録簿及び電子情報サービスに個人データが含まれている場合、EU 一般データ保護規則（GDPR）第 15 条(1) (c)に規定されるアクセスの権利、同第 19 条第 2 文に規定される通知義務、及び同第 21 条(1)に規定される異議を述べる権利は適用されない旨、並びに、そのデータ主体には登録簿及び電子情報サービスの閲覧が許可される旨の規定が新たに追加された（第 31a 条新設）。

4. 出願公開の制限範囲の拡充

特許出願が公序良俗に違反する情報又は図面を含む場合、ドイツ特許商標庁は当該出願公開を差し控えることができる旨が規定された（第 32 条(2)改正）。

5. 無効訴訟被告の答弁理由陳述期限の明確化

特許無効訴訟の被告が答弁書の理由を陳述する期限及びその延長条件が明確化された（第 82 条(3)新設）。

6. 差止請求権の制限範囲の明確化

特許権に基づく差止請求権が、侵害者又は第三者に対して不均衡な困難をもたらすときは、当該請求権は排除される旨、及び、侵害の被害者には補償金が支給される旨が規定された（第 139 条(1)改正）。

7. 刑事罰の除外規定の拡充

特許権に基づく差止請求権が排除された場合、侵害者は刑事罰に処せられない旨、及び、特許取消手続が係属している場合、刑事手続は停止される旨が規定された（第 142 条(7)及び(8)新設）。

8. 特許係争等における情報保護規定の新設

特許係争及び強制ライセンス手続に取り込まれた情報が、原則として営業秘密保護法の保護対象となる旨が規定された（第 145a 条新設）。

改正内容：

・ 第 28 条

連邦司法消費者保護省とドイツ特許商標庁との関係が明確化された。

・ 第 31 条

(3b) は新設項である。

・ 第 31a 条, 第 145a 条

新設条文である。

・ 第 32 条

出願公開に関して明確化された。

・ 第 82 条

無効訴訟の被告の答弁書提出期限が明確化された。

・ 第 139 条, 第 142 条

差止請求権の制限に関して明確化された。